

この申請書は、令和元年又は令和2年10月の1日当たりの売上高が8,333,333万円以下（協力金の額が1日当たり2.5万円の下限額）の店舗専用で、大企業は使用できません。上記以外の店舗は、電子申請をご利用いただくか、申請書を神奈川県ホームページからダウンロードして申請してください。詳細は4ページをご覧ください。

様式1（第5条関係 郵送用）

**神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第15弾）交付申請書**

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

神奈川県ンの要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、誓約事項を誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第15弾）を次のとおり申請します。

1 第15弾先行交付の有無（どちらかに必ずチェックしてください。）

先行交付を受けた※       先行交付を受けなかった

※第15弾の先行交付を受けた場合には、以下に先行交付の申請時に使用した申請番号を記入してください（第5弾の申請番号を使用した場合は、－（ハイフン）を含めずに記入してください）。

申請番号																		
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 申請事業者の情報

法人の方			
本店所在地	〒	—	都・道 府・県
	市・区 町・村		
法人名			
代表者職名			
代表者氏名			
法人番号			

個人事業主の方			
自宅住所	〒	—	都・道 府・県
	市・区 町・村		
フリガナ 氏名			
生年月日	西暦	年	月



## 日中連絡先

日中連絡が 取れる方	フリガナ	電話番号	
	氏名		

### 3 協力金額

時間短縮営業等を実施した 神奈川県内の全店舗数	<b>店舗</b>
	※ 申請事業者の時間短縮営業等を実施した店舗をすべて記入してください。 全店舗の提出書類が揃った後に記入してください。
協力金額 (先行交付分控除前交付申請額) (A)	<b>万円</b>
	※ 当申請における全店舗の「5 時間短縮営業等を実施した店舗の情報」の「当該店舗の協力金額」の合計額を記入してください。また、千円の単位がある場合には小数点を用いて記入してください。(例：47万5千円の場合は47.5万円)
先行交付額 (B)	<b>万円 = ( 30万円 × 店舗 )</b>
	※ 当申請に含まれる、先行交付を受けた店舗の総数を記入し、先行交付額を算定してください(先行交付を受けた店舗がない場合は0)。
交付申請額 (A-B)	<b>万円</b>
	※ 協力金額 (A) から、先行交付額 (B) を控除した金額を記入してください。また、千円の単位がある場合には小数点を用いて記入してください。(例：47万5千円の場合は47.5万円)

### 4 口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第15弾)」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード					
支店名	本店 支店	支店コード					
種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)					
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの						

※口座は、法人の場合は「2 申請事業者の情報」に記入した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義のものを指定してください。



5 時間短縮営業等を実施した店舗の情報

2店舗以上申請する場合は、必ず店舗分の枚数をコピーしてから記入してください。【 店舗目 】

店舗名称		
営業許可 年月日	平成・令和 ____年__月__日 ※ 飲食店又は喫茶店営業許可証の許可年月日を記入してください。	
営業許可の 有効期限	平成・令和 ____年__月__日 ※ 飲食店又は喫茶店営業許可証の「許可の有効期限」の末日を記入してください。	
営業許可 番号	[横浜市] 横浜市____指令第____号 [川崎市] 川崎市指令____第____号 [横須賀市] 横須賀市指令____第____号 [上記以外] 第____-____-____号	
店舗所在地	〒____-____ 神奈川県_____	
営業時間 (いずれかに✓)	<input type="checkbox"/>	通常（時短営業等以前）の営業終了時刻が 21 時を超えていた
	<input type="checkbox"/>	通常（時短営業等以前）の営業終了時刻が 20 時を超え、21 時以前であった
マスク飲食 実施店 認証の有無 (いずれかに✓)	<b>10月24日現在の状況を下記に記入してください。</b>	
	<input type="checkbox"/>	<b>マスク飲食実施店（認証済の店舗、現地確認を終えた店舗）</b> 10月24日時点で、認証済み又は現地確認済みであった。 ・10月1日以前に認証を受けていた場合 （認証日：令和3年__月__日） ・10月2日以降に認証を受けた場合 （申請日：令和3年__月__日及び現地確認日※：令和3年__月__日） ※ 認証日ではなく現地確認日を記入してください。
	<input type="checkbox"/>	<b>マスク飲食実施店（認証申請中店舗）</b> 10月24日時点で、申請中であった。 （申請日：令和3年__月__日）
	<input type="checkbox"/>	<b>その他の店舗（「マスク飲食実施店」でない店舗）</b> 10月24日時点で、未申請であった。 ※ <u>未申請の場合、酒類提供の要件を満たしません。</u>



(前ページからのつづき)

# 【 店舗目 】

<p>時間短縮営業等 実施期間 (いずれかに記入)</p>	<p>令和3年10月__日 から 令和3年10月24日 まで ( __ 日間)</p> <p>通常の営業終了時刻が20時を超え、21時以前であった店舗のうち、要請期間の途中で、マスク飲食実施店の申請中から認証済み店舗に移行し、時間短縮営業等の対象でなくなった場合等は、こちらに記載してください。</p> <p>令和3年10月__日 から 令和3年10月__日 まで ( __ 日間)</p>
<p>取組内容</p>	<p><b>【マスク飲食実施店（認証店）】</b> 通常、21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、同一テーブルへの案内は一組4人以内又は同居家族に限り、営業時間を5時から21時まで（酒類の提供は11時から20時まで）に短縮又は休業し、飲食を主として業とする店舗においては、カラオケ設備の提供を終日停止しました。</p> <p><b>【マスク飲食実施店（申請中）】</b> 通常、20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、同一テーブルへの案内は一組4人以内又は同居家族に限り、営業時間を5時から20時まで（酒類の提供は11時から19時30分まで）に短縮又は休業し、飲食を主として業とする店舗においては、カラオケ設備の提供を終日停止しました。</p> <p><b>【その他の店舗】</b> 通常、20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、同一テーブルへの案内は一組4人以内又は同居家族に限り、営業時間を5時から20時まで（酒類の提供（店内持込を含む）は終日停止）に短縮又は休業し、飲食を主として業とする店舗においては、カラオケ設備の提供を終日停止しました。</p>
<p>当該店舗の 協力金額</p>	<p>__ 万円 = ( 2.5 万円/日 × __ 日間 ) (最大60万円)</p> <p>※ 千円の単位がある場合には小数点を用いて記入してください。 (例：47万5千円の場合は47.5万円)</p>

この申請書は、大企業は使用できません。下限額以外の店舗の申請については、神奈川県ホームページから、該当する申請書をダウンロードするか、電子申請をご利用ください。

神奈川 協力金 第15弾



【1日当たりの協力金交付額】太枠の協力金を申請される方のみ、この用紙を使用できます。(10月1日から10月24日まで)

<p><b>【売上高方式】</b> 大企業は選択不可</p>	<p>令和元年又は令和2年の時短要請月（10月）の1日当たりの売上高（10月の売上高÷31日）</p>		
	<p>8.3333万円以下（下限額）</p>	<p>8.3333万円超～25万円以下</p>	<p>25万円超</p>
	<p>2.5万円</p>	<p>上記売上高×0.3</p>	<p>7.5万円</p>
<p><b>【売上高減少額方式】</b></p>	<p>令和元年又は令和2年の時短要請月（10月）からの1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限20万円又は令和元年若しくは令和2年の時短要請月（10月）の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額)</p>		



## 6 誓約事項

私は、神奈川県の実業時間短縮等の要請に基づき「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第15弾）」の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- (1) 申請書に記入した内容に相違ありません。記入内容に虚偽等が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。また、これにより県から協力金と同額の違約金の支払いを求められた場合や過去に協力金の過払い等があり返還を求められた場合は、これらの請求に応じます。なお、県が指定した期日までに返還等しない場合は、交付要件を満たす期間の未交付の協力金から差し引かれても異議はありません。
- (2) 本協力金を重複して申請していません。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による飲食店営業の許可又は改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による喫茶店営業の許可を受けて営業しています。
- (4) 本協力金に係る時間短縮営業等実施期間内に、営業停止等の行政処分を受けていません。
- (5) 申請書に記入した売上高及び売上高減少額等を証する書類を5年間保存します。
- (6) 県から報告や証拠書類の提出を求められた場合はこれに応じるとともに、必要に応じて県が行う調査に全面的に協力します。
- (7) 申請した全ての店舗（全期間休業した店舗は除く。）において、「マスク飲食」の推奨を行い、店先や店内に貼り紙等の案内を掲示しました。
- (8) 申請書及び提出書類の記入内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、今後、県が実施するその他の協力金交付業務並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく業務のために使用すること及び税務情報として使用することに同意します。
- (9) 申請書及び提出書類の記入内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、国や自治体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、給付金又は協力金等の交付要件や交付額の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、行政機関等に提供することに同意します。
- (10) 本協力金の交付を受けた店舗名（屋号）及び店舗所在地を神奈川県ホームページに公表する場合があることに同意します。
- (11) 代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本(11)において「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること
- (12) 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、申請書に記入した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、協力金の受領後であっても応じます。



KN1605

## 7 提出書類チェック表

以下の書類が揃っているか確認の上、 にチェック (✓) を入れ、**申請書とともに提出**してください。これまでの協力金の申請の有無にかかわらず、全ての書類の提出が必要になります。

**郵送申請受付期間：令和3年10月25日（月曜）から令和4年1月14日（金曜）（当日消印有効）**

**※申請受付期間を過ぎた場合、申請できません。**

### ① 申請事業者として提出する書類

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第15弾）交付申請書（様式1）
- 本人確認書面の写し（\*個人事業主の場合のみ）  
（例）運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カードなどのコピー  
※ マイナンバーカードの写しの場合は表面のみ提出してください。
- 「口座振込依頼」に記入した振込先の通帳等の写し  
※ 預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分
- 提出書類チェック表（本紙）

### ② 店舗ごとに必要な提出書類

- 飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し  
※ 申請者名義の許可証の写し
- 対象店舗において「時短営業の案内」※1及び「通常の営業時間」※2を掲示したことがわかるもの  
※1 「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間又は休業していること」、「酒類の提供時間等」及び「店舗名」を一般に広く公開している案内を店先や店内に掲示したことがわかる写真  
※2 「時短営業の案内」に通常の営業時間の記入がなければ、通常の営業時間がわかる写真等（看板やメニューの写真、店舗のホームページの画面を印刷したもの）を追加してください。
- マスク飲食実施店の認証状況により、次の書類を提出してください。
  - ・マスク飲食実施店（認証済の店舗、現地確認を終えた店舗）  
「マスク飲食実施店認証書」又は「マスク飲食実施店認証制度現地確認済書」を掲示したことがわかる写真
  - ・マスク飲食実施店（認証申請中の店舗）  
「マスク飲食実施店認証申請中確認書」及び「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」を掲示したことがわかる写真
  - ・その他の店舗（「マスク飲食実施店」でない店舗）  
「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」を掲示したことがわかる写真
- 「同一テーブルへの案内は一組4人以内又は同居家族に限る」ことを掲示したことがわかる写真等  
※ 協力金（第15弾）ホームページに掲載の「時短営業の案内」ひな形又は同じ内容の案内を、店先や店内に掲示した写真等を提出する場合は、別途の提出は不要です。

#### ◆神奈川県協力金（第15弾）申請書送付先

〒550-8798 大阪西郵便局 郵便私書箱 第62号

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第15弾）事務局 宛

※申請書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

#### ◆神奈川県協力金（第15弾）コールセンター ☎ 045-522-2431

<受付時間> 月曜から金曜（祝日除く）9時から17時まで

県では、アクリル板等の無償貸出をしています。下記の神奈川県ウェブサイトをご覧ください。

URL：[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/musyou\\_kashidashi.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/musyou_kashidashi.html)



KN1606